

# 福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年8月20日)

〔件 名〕

- 1 東郷湖羽合臨海公園のドッグランの試行について  
(緑豊かな自然課)・・・2
- 2 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認について  
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)・・・3
- 3 飲食店等における新型コロナウイルス感染防止対策の強化等について  
(くらしの安心推進課)・・・5
- 4 第11次鳥取県交通安全計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について  
(くらしの安心推進課)・・・7
- 5 成年年齢引下げに向けた高校生への消費者教育授業「弁護士出前授業」の開始について  
(消費生活センター)・・・11
- 6 「(仮称)鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」について  
(住まいまちづくり課)・・・12
- 7 鳥取県福祉のまちづくり条例の見直しについて  
(住まいまちづくり課)・・・13
- 8 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について  
(水環境保全課)・・・15
- 9 令和2年度天神川流域下水道事業の経営状況について  
(水環境保全課)・・・16
- 10 鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者募集要項(案)及びスケジュールの概要等について  
(西部総合事務所環境建築局)・・・18
- 11 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について  
(住まいまちづくり課、水環境保全課)・・・20

## 生活環境部

## 東郷湖羽合臨海公園のドッグランの試行について

令和3年8月20日  
緑豊かな自然課

東郷湖羽合臨海公園の新たな活用に向けた取組として、指定管理者（一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体）がドッグランを試行的に開始するので、その概要を報告する。

1 試行期間 令和3年8月23日（月）～9月30日（木） 午前9時～日没

2 場 所 浅津（あそづ）公園桜広場（湯梨浜町大字光吉）

### 3 施設概要

- (1) 園路と樹木に囲まれた独立した空間で、一般利用者との棲み分けができる平らな土の広場を利用する。
- (2) 約30m×30mの1区画に1.5mの高さのネットを張り、犬が柵の外に出ないように2重扉の出入口を設置する。
- (3) 利用上の注意を遵守し、無料（登録制）で利用していただく。

### 4 利用上の注意等

- (1) 東郷湖羽合臨海公園ハワイ夢広場で受付をしてから利用する。
- (2) 利用上の注意等をドッグラン出入口に掲示し、利用者のマナー啓発を促す。（新型コロナウイルス感染防止対策として、発熱、咳、咽頭痛などの症状のある方の利用の制限、マスクの着用、人数制限、対人距離の確保等の注意喚起についても掲示する。）
- (3) トラブル等には東郷湖羽合臨海公園ハワイ夢広場に常駐している職員が対応する。
- (4) 東郷湖羽合臨海公園ホームページやSNSでの情報発信の他、湖畔のウッドデッキで犬と一緒に食事ができるカフェ ippo や湯梨浜町観光協会等にチラシを設置し、ドッグラン試行開始及び利用上の注意について広く周知を行う。



### 5 試行の検証

試行実施を通じて、利用者や地域住民の意見等を参考に運用上の課題整理や事業継続性等の検証を行う。利用者の方の声等を踏まえて整備後、本格実施に移行する。

#### <参考>

##### ○鳥取県内のドッグラン

自由利用（無料）：だいせん豪円山ロッジ（大山町大山）、日野川運動公園（米子市皆生）

（有料）：ペットサポート&スポーツフィールドカニス（八頭町国中）、  
森の国（大山町赤松）、人と動物の未来センター「アミティエ」（倉吉市下福田）、  
道の駅犬挾（倉吉市関金町）

会員制（有料）：あおぞら（鳥取市湖山町）、Dog Garden Chester（米子市泉）

## 日本ジオパーク委員会によるユネスコ世界ジオパーク再認定審査の事前確認について

令和3年8月20日  
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館

令和4年に実施予定の世界ジオパーク再認定審査（以下「世界審査」という。）に向け、この度、日本ジオパーク委員会による事前確認が行われるので報告する。

1 事前確認日程 令和3年8月28日（土）～8月30日（月）（3日間）

2 実施方法 オンライン形式

### 3 審査員

島原半島ジオパーク協議会事務局 次長 大野 希一（おおの まれかず）氏  
群馬県立自然史博物館地学研究係 副主幹 菅原 久誠（すがわら ひさなり）氏

### 4 事前確認（現地調査）のポイント

- (1) ユネスコ世界ジオパーク委員会報告書（前回（平成30年）世界審査）の指摘事項に対する取組状況
  - ・鳥取砂丘の過去の気候変動の解明等に係る調査研究成果の展示
  - ・余部鉄橋「空の駅」での鉄道や地球の歴史等に関する看板設置
  - ・玄武洞の地球磁場の役割や地磁気逆転に関する科学的知見の看板設置
  - ・民間事業者等とのパートナーシップ協定の締結、連携による新商品開発 など
- (2) 前回の世界審査以降の新しい取組の紹介
  - ・鳥取砂丘ビジターセンターの整備、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の施設拡充（デジタルサイネージ、岩石庭園ほか）、山陰海岸ジオパークトレイルの全線開通と京丹後市における旅行商品造成、湯村温泉朝野屋の荒湯ガイド・神鍋高原での自然体験（ともに内陸部での活動）など

### 5 行程の概略（案）

(1) 8月28日（土）

- ①山陰海岸ジオパーク推進協議会による概略説明
- ②鳥取市（鳥取市あおや郷土館、鳥取砂丘ビジターセンター・鳥取大学乾燥地研究センター）
- ③岩美町（山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）
- ④新温泉町（山陰海岸ジオパーク館）
- ⑤香美町（余部鉄橋「空の駅」）

(2) 8月29日（日）

- ①豊岡市（神鍋高原、コウノトリ文化館、玄武洞、日和山観光、竹野スノーケルセンター）
- ②京丹後市（トレイルバスツアー、海・山・里・食の体験プロジェクト（龍宮プロジェクト））

(3) 8月30日（月）

- ①関貫山陰海岸ジオパーク推進協議会会長（豊岡市長）面談
- ②山陰海岸ジオパーク推進協議会各部会ヒアリング、事業者（観光、アクティビティ等）によるプレゼンテーション、自己評価表チェックなど

※今後、審査員と調整を行うため、行程が変更される場合がある。

6 ユネスコ世界ジオパーク委員会報告書の指摘事項に対する対応方針・取組状況

指摘事項	○対応方針 (⇒取組状況)
世界ジオパークのコミュニティに影響を与えるようなプロジェクト等で他の世界ジオパークとの連携強化。例えば姉妹関係協定など	<p>○新たな姉妹提携または友好提携等により、人的交流を含めた海外ネットワーク活動を活性化させる。</p> <p>⇒[R1年度] タイ・サトゥーンUGGp (ユネスコ世界ジオパーク) との交流活動 (視察団受入、R3年APGN(アジア太平洋ジオパークネットワーク)大会開催支援) を実施した。</p> <p>⇒[R1年度～]中国黄山 (ホアンシヤン) UGGp との友好提携を目指して中国安徽 (アンフェイ) 省と調整を行っている。</p> <p>※人的交流はコロナ禍の渡航制限解除後に再開</p>
余部鉄橋「道の駅」で、鉄道や地域の歴史等に関する解説パネル等の整備	<p>○地元区、香美町及び山陰海岸ジオパーク推進協議会学術部会等と調整し、解説看板を設置する。</p> <p>⇒[R1年度] 兵庫県の補助金により香美町が看板を設置した。</p>
ジオパーク地元産品と地域との関わりを探るため、地域の活動主体との協働	<p>○ロゴマーク商品の高付加価値化への取組、地産地消等の推進、魅力向上・発掘プロジェクトの実施などを通じて地域との協働を進める。</p> <p>⇒[R2年度]他ジオパークの取組を参考にマーケティング戦略を策定した。</p> <p>⇒[R3年度～]ブランド化に向けた新たな制度の構築により地域との協働を推進する。</p>
玄武洞の地球磁場の役割や地磁気逆転に関する科学的知見の訪問者への丁寧な情報提供	<p>○豊岡市、山陰海岸ジオパーク推進協議会学術部会、玄武洞ガイドクラブ等と調整し、玄武洞の科学的知見の看板類を設置する。</p> <p>⇒[R2年度～]科学的知見の情報収集を行い、関係者と情報提供方法を調整している。</p>
英語や中国語によるパンフレット、ウェブサイト等の充実	<p>○散策モデルコース等の多言語化を進め、ホームページのインバウンド向けページを充実させる。</p> <p>⇒[R2年度～]散策モデルコース：瀬川溪谷・板仕野コースの英訳、山陰海岸ジオパークトレイルパンフレットの日英版の作成など多言語化を進めている。</p> <p>⇒[R2年度～]ホームページの大幅リニューアルを行った。順次、多言語化を進めている。</p> <p>※英訳を優先し、その他の言語については、計画的に整備を進めている。</p>
鳥取砂丘の過去の気候変動の解明等に関する調査研究	<p>○乾燥地研究センター等と協力し、これまでの研究成果等を示すとともに、同センターとの連携を進める。</p> <p>⇒[R1年度～]鳥取大学及び乾燥地研究センターと連携し、ジオガイドが鳥取砂丘の歴史と人々の暮らしを学ぶ講座を受講している。ガイドが同センターの解説展示等を活用して一般に広く周知する仕組みを作った。</p> <p>[R3年度]気候変動に関する内容を盛り込んだパネルを整備する予定。</p>
異なる景観地域や場所同士のつながり、アクセス方法等を示すパンフレットの充実	<p>○アクセスを示すパンフレット等の広報媒体を整備する。</p> <p>⇒[R3年度～]ホームページのアクセス情報を、エリア外からのアクセスとエリア内アクセスに分けるなど、内外の観光客にとって見やすい内容に修正する。</p>
民間事業者等との公式協定を通じたパートナーシップ戦略の展開	<p>○ツーリズム関係者の連携による新たな商品開発</p> <p>⇒[R2年度]マーケティング戦略を策定した。</p> <p>[R3年度～] 山陰海岸ジオパーク推進協議会地域産業部会・兵庫県立大学と連携しながら、順次、宿泊業・飲食業者、ツーリズム事業者等とパートナーシップ協定を締結の上、ジオストーリーを伴った新商品開発支援を行う予定。</p>
GGN (世界ジオパークネットワーク) やAPGN (アジア太平洋ジオパークネットワーク) 活動への関与の強化	<p>○責任あるジオパークとして他のGGNメンバーに対し、山陰海岸の優良事例を発信し共有するとともに、気候変動や使い捨てプラごみ削減など地球規模での課題に積極的に関与する。</p> <p>⇒[R1年度] JGN (日本ジオパークネットワーク) 国際連携ワーキンググループの活動に参画し、タイ・サトゥーンUGGp へのAPGN開催情報の提供とともに、タイ、東南アジア諸国の活動支援を実施した。</p> <p>⇒[R1年度] GGNニュースレターに投稿：①鳥取乾燥地研究センターとの連携 (掲載済)、②山陰海岸ジオパークフォーラム2019 (掲載済)</p> <p>⇒[R2年度～]香港ジオパーク主催のオンライン会議 ("Let's Do It" Online Exchange Meeting) に参画し、多くのユネスコ世界ジオパークと事例報告や情報交換を行っている。</p> <p>⇒[R2年度] APGN及びJGNのジオサイトをオンライン動画で紹介する「ふるさと地球の絶景プロジェクト (Our Planet Earth Project)」に参画し、各ジオパークの美しい景観の発信と共有を行った。</p>

## 飲食店等における新型コロナウイルス感染防止対策の強化等について

令和3年8月20日  
くらしの安心推進課

新型コロナウイルス感染拡大（第五波）によるライブ演奏のある飲食店や接待を伴う飲食店でのクラスター発生を受け、感染防止対策の強化及び営業時間短縮の要請を行ったので、概要を報告する。

### 1 新型コロナ安心対策認証店の状況（令和3年8月18日現在）

地区	飲食業	理美容業	宿泊業	その他	合計
東 部	356	36	10	117	519
中 部	288	20	12	63	383
西 部	386	36	22	92	536
計	1,030	92	44	272	1,438

### 2 飲食店に対する営業時間短縮の要請

- 鳥取市及び米子市の駅前、繁華街の飲食店に対して営業時間短縮の要請を行い、概ね協力が得られた。通常営業を行っていたのは、鳥取市9店、米子市4店であった。
- 鳥取市での時短要請の巡回時には、PCR検査センターの開設について、飲食店に加え、酒類、食材、花等の納入業者及びタクシー・代行業者などにも案内し、検査を受けていただくよう広く呼びかけた。（検査期間8月10日～13日）

区分	鳥 取 市	米 子 市
実施期間	令和3年8月9日(月)～22日(日)14日間	令和3年7月21日(水)～8月3日(火)14日間
営業時間	午後5時から午後8時 ※酒類オーダーは午後7時まで	同左
対象地域	鳥取市繁華街	米子駅前及び米子市繁華街
対象店舗	569店(うちテイクアウト、所在不明64店)	636店(うちテイクアウト、所在不明136店)
協力状況	対象505店(不在34店)のうち462店(91%)が協力 通常営業9店(2%) (8/11時点)	対象500店(不在26店)のうち470店(94%)が協力 通常営業4店(1%) (7/30時点)
要請周知等	6日(金) 店舗巡回・不在店舗はポスティング(鳥取市・県職員35班70名) 7日(土) 不在店舗巡回及び電話確認 11日(水) 時短猶予期間の満了:巡回 13日(金) 時短状況の巡回確認(荒天のため中止) 20日(金) 時短状況の巡回確認	19日(月) 店舗巡回・不在店舗はポスティング(県職員30班60名) 21日(水) 時短要請の巡回及び電話確認 ～22日(木) 24日(土) 時短状況の巡回確認 30日(金) 時短状況の巡回確認(米子市職員40名)

### 3 ライブ演奏のある飲食店の緊急点検及び感染防止対策の強化

#### (1) ライブ演奏のある飲食店でクラスターが発生した要因（陽性者への聞き取り結果）

- ステージと観覧スペースの間にビニールカーテン等が設置されておらず、観客も長時間密集状態であった。
- 演奏者、客の一部はマスクをつけておらず、換気も不十分であった。

#### (2) ライブ演奏のある飲食店の緊急点検結果

- 鳥取市及び米子市の該当13店舗（クラスター2店舗を除く）を7月28日から30日にかけて訪問し、緊急点検を実施した。
- 5店は席数の縮小など感染防止対策を講じながら営業、5店はライブを中止（飲食営業のみに限定）、3店は休業等していた。

#### (3) 県版ガイドラインの見直し

##### 【感染防止対策の強化・徹底】

- 飛沫感染防止のため、ステージと観覧スペースをアクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽することを必須とする。
- 換気扇は常時稼働するとともに、会場内の窓やドアを開け、給気と排気を確保する。
- 観覧スペースでは、人と人の距離を確保するよう席及び立ち位置のマーキングをする。マスク着用の徹底に加え、大声を出さないことを徹底する。

⇒対策が取れない場合は、当面ライブを休止いただく。

#### (4) 感染防止対策の緊急支援制度の創設

- ・ライブ演奏のある飲食店等の事業者が感染防止対策を講ずることができるよう支援制度を創設した。  
(8/16 付け)  
ビニールカーテンなどによるステージと観覧スペースの遮蔽に係る費用等（補助率 9/10、補助限度額 20 万円）
- ・対象事業者にはDMにより周知した。今後は支援制度を活用し、認証を取得するよう個別に要請していく。

#### 4 新型コロナ安心対策認証店の広報及び県版認証店利用者評価制度

- ・鳥取県のグルメ・観光・生活情報を発信するブログ「とっとりずむ」に新型コロナ安心対策認証店（以下「認証店」という。）の特設サイトを開設した。
- ・認証店の利用者から認証店に対する感染防止対策に係る意見や感想をメールで受け付ける認証店利用者評価制度を7月21日から運用している。  
※8月13日時点：意見1件（従業員のマスク着用が徹底されていない。）
- ・意見のあった店舗に対しては、状況の確認や指導を行う。

#### 5 自粛要請期間中の大規模イベントについて

- ・外出や県境をまたぐ移動の自粛要請期間中（8月3日～22日）に開催される9つの大規模イベントについて、中止、延期を助言した結果、6つのイベントが中止・延期とされたほか、期間中に開催された3つのイベントについては、感染対策の確認、助言及び現地地点検を実施した。

##### 【中止・延期イベント】

Dance BuzzTOTTORI2021（風紋広場）、第57回鳥取しゃんしゃん祭り（布勢運動公園）、全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画上映会（倉吉未来中心）、第76回みなと祭ちびっこ縁日&ちびっこゲタ飛ばし大会（夕日ヶ丘メモリアルパーク）、仮面ライダースーパーライブ2021 米子公演（米子コンベンションセンター）、DAISEN GREENRUN FES 2021（だいせんホワイトリゾート）

## 第11次鳥取県交通安全計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

令和3年8月20日  
くらしの安心推進課

本県における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「第11次鳥取県交通安全計画」（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く県民の意見を求めるためパブリックコメントを実施したので、結果を報告する。

### 1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和3年7月8日（木）から7月30日（金）まで（23日間）
- (2) 意見総数 延べ3件（個人1名）
- (3) 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針（案）
横断歩道、踏切等での一時停止不履行、押しボタン式信号機の無視などの法令違反が散見される。歩行者優先の意識と交通法規の遵守を啓発すべき。	<計画（案）に盛り込み済> 危険予測回避の能力の向上、交通安全意識・マナーの向上を目標とし、交通ルールの遵守が徹底されるよう、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら指導・啓発の徹底を図る。
道路横断時における歩行者の保護を啓発すべき。	<計画（案）に盛り込み済> 運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるよう、「人優先」の交通安全思想の普及啓発を図る。
法令違反の取締強化を行うべき。	<計画（案）に盛り込み済> 交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反に重点を置いた指導・取締りを推進する。

### 2 計画（案）の概要

- (1) 根拠法令 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項
- (2) 基本理念 「交通事故のない鳥取県」を目指す
- (3) 計画期間 令和3年度から令和7年度まで（5年間）
- (4) 計画の体系 「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」（3部構成）
- (5) 充実する主な交通安全施策

#### ア 自転車の安全利用の推進

- 自転車利用者のルール・マナーの向上【継続】
- ヘルメット着用促進・自転車損害賠償保険等加入促進による利用者の安全対策【拡充】
- 自転車通行空間の確保【継続】

#### イ 高齢者等の移動手段の確保・充実

- 地域住民の移動手段の確保に向け、地域公共交通計画の策定【拡充】
- 地域の輸送資源による持続可能な移動手段（共助交通）の確保・充実【拡充】
- 公共交通機関の確保、革新的統合移動サービス「Ma a S（マース）」\*の導入検討【新規】  
※Ma a S：電車、バス、タクシーからライドシェアといったあらゆる交通手段を、ITを用いてシームレスに（途切れなく）結び付け、人々が効率よく便利に使えるようにするシステム

#### ウ 子ども等の通学路の歩道整備等の促進

- 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路について保育所、学校、教育委員会、警察等の連携による緊急安全点検【拡充】
- ウェブサイトやSNS等による交通安全教育や広報啓発活動の効果的推進【新規】

## エ ICT・新技術を活用した安全対策の促進

○衝突被害軽減ブレーキ等のASV※装置や運行管理に資する機器等の普及促進【拡充】

※ASV：先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車

○ICT（VICS※等）により取得した情報と車両・車載機器等を連携させた交通情報提供システムの普及【拡充】

※VICS：渋滞や交通規制などの道路交通情報をリアルタイムに送信し、カーナビゲーションなどの車載機に文字・図形で表示する情報通信システム

○自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信【新規】

## オ 悪質・危険な運転等の根絶

○妨害運転、飲酒運転等交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反の取締りを強化【拡充】

○行政処分を適切に行い、危険な運転者を道路交通の場から早期に排除【拡充】

## 3 今後のスケジュール（予定）

令和3年9月上旬 鳥取県交通安全対策会議による審議

令和3年9月下旬 計画の策定及び公表



# 第 11 次 鳥 取 県 交 通 安 全 計 画 ( 案 ) の 概 要

## ◎計画の基本理念

行政、警察をはじめ、企業・団体、県民など多様な主体が総合的かつ計画的に交通安全対策を推進し、「交通事故のない鳥取県」を目指します。

## ◎計画の性格

県内の陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱で、市町村交通安全計画の指針となります。

## ◎計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

## ◎計画における目標

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
・年間交通事故死者数 16 人以下 (可能な限りゼロに近づける) ・年間交通事故重傷者数 85 人以下 (可能な限りゼロに近づける)	・乗客の死者数ゼロ ・運転事故の死者数ゼロ	・踏切事故件数ゼロ

## ◎「交通事故のない鳥取県」の実現に向けた対策

### ○「鳥取県支え愛交通安全条例」に基づく県民一丸となった取組の推進

県民一人ひとりが人命尊重を最優先とした交通事故を起こさない風土づくり・環境づくりに取り組んでいくため、交通事故の被害にあいやすく、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者への配慮事項を重点化した鳥取県支え愛交通安全条例（平成28年条例第44号）の取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指します。

### ○重点的に対応すべき事象

従来の交通安全対策を基本としながら、本県で発生した交通事故の特徴から明らかとなった取り組むべき課題に的確に対処するため、次の重点的に対応すべき事象を定め、有効性が見込まれる新たな対策を関係機関・団体と連携しながら総合的に推進します。

1. 高齢者、障がい者及び子どもの交通安全
2. 歩行者及び自転車利用者の安全確保
3. 生活道路における安全確保
4. 飲酒運転の根絶

### ○充実する主な交通安全施策

- 1 自転車の安全利用の推進  
自転車利用者のルール・マナー向上、ヘルメット着用促進、自転車通行空間の確保
- 2 高齢者等の移動手段の確保・充実  
地域公共交通計画の策定、共助交通等の確保、革新的統合移動サービス「MaaS（マース）」の導入検討 等
- 3 子ども等の通学路の歩道整備等の促進  
未就学児等の通園・通学路等の整備、SNS等を活用した交通安全教育の推進 等
- 4 ICT・新技術を活用した安全対策の促進  
ASV装置の普及、自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信 等
- 5 悪質・危険な運転等の根絶  
妨害運転や飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締強化と処分者講習での再教育 等

## 【参考】交通安全計画の策定根拠（法：交通安全対策基本法）

<国の交通安全計画（法第22条第1項）>

中央交通対策会議は、交通安全計画を作成しなければならない。

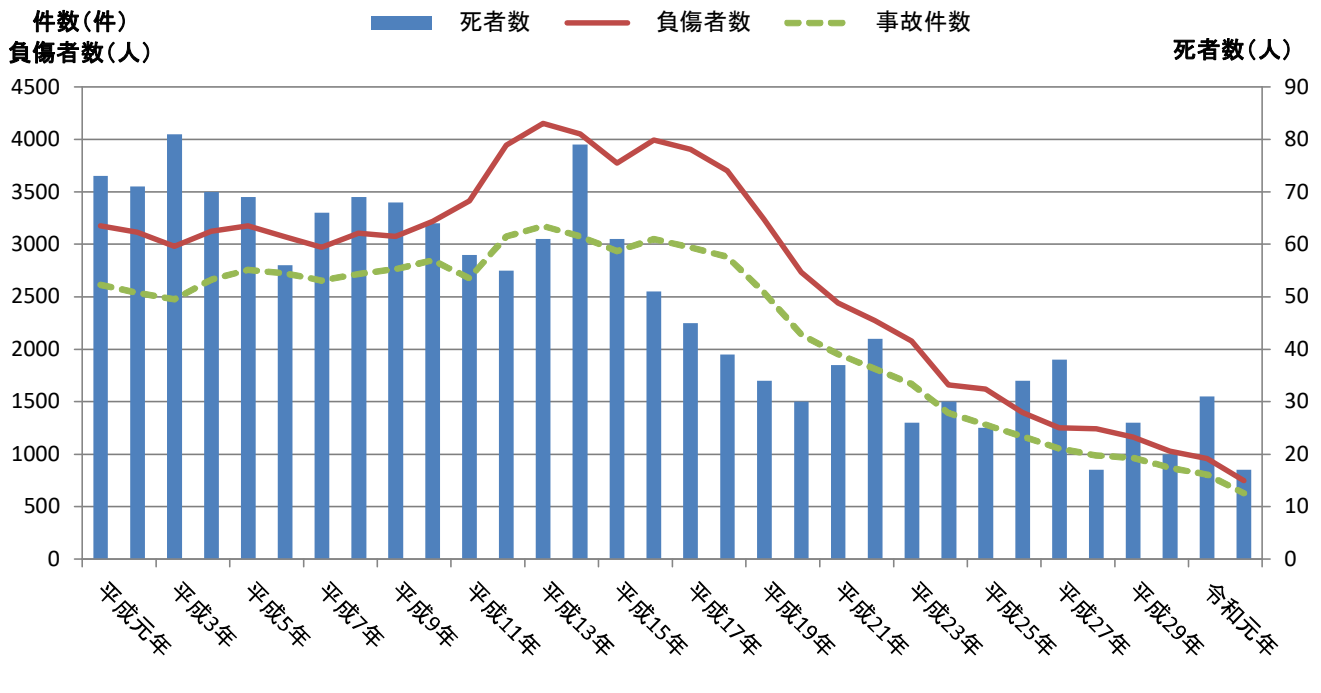
<県の交通安全計画（法第25条第1項）>

都道府県交通安全対策会議は、交通安全計画に基づき都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

⇒鳥取県交通安全対策会議（会長：知事 委員25人（国・警察・関係機関等）で構成）

【参考】鳥取県の交通事故の推移等

鳥取県の交通事故の推移(平成元年～令和2年)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	1,668	1,389	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628
死者数	26	30	25	34	38	17	26	20	31	17
負傷者数	2,076	1,658	1,619	1,396	1,250	1,243	1,162	1,029	957	749

○交通事故死者数の推移

- ・交通事故による死者数は、昭和46年の134人をピークに、以後減少に向かい、昭和63年には50人とピーク時の半減以下となりました。
- ・平成に入り再び増勢に転じ、平成3年に死者数が81人に達しましたが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成28年及び令和2年には交通事故統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない17人まで減少し、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「平成32年までに年間死者数を20人以下とする」を達成しました。
- ・しかし、交通死亡事故は長期的には減少傾向にあるものの、短期的には増減を繰り返しています。

○交通事故の発生件数及び負傷者数の推移

- ・交通事故の発生件数・負傷者数は、昭和46年の4,706件、6,323人をピークに、以後減少に向かい、平成3年には発生件数2,477件、負傷者数2,980人とピーク時の半数以下となりました。
- ・その後、増減を繰り返しながら、平成17年以降は連続して減少を続けており、令和2年には発生件数628件、負傷者数749人となり、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「令和2年までに交通事故死傷者数950人以下とする」を達成しました。

○平成28年から令和2年の交通事故発生特徴

- ・全死者に占める65歳以上の高齢者割合が最も高く(58%)、高齢者の死者のうち、歩行中が多くなっています。
- ・全体的な発生件数が減少する中、高齢運転者が第1当事者となる交通事故の割合は増減しながら増加傾向にあります。
- ・15歳以下の子どもが被害者となる交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、平成27年中は3人、平成30年は1人が亡くなっています。
- ・自転車事故の発生件数・負傷者数、死者数ともに増減を繰り返しています。

## 成年年齢引下げに向けた高校生への消費者教育授業「弁護士出前授業」の開始について

令和3年8月20日  
消費生活センター

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い増加が懸念される若年者の消費者被害を防止するため、本県独自の取組として、鳥取県弁護士会の協力により、消費者問題に精通した弁護士が県内の高等学校に出向き、令和4年度に成年を迎える生徒を対象に直接に注意喚起を行う「弁護士出前授業」を開始したので、その概要について報告する。

### 1 弁護士出前授業の概要

鳥取県弁護士会が主体となって県教育委員会、高等学校教員、消費生活センターが協力して作成した独自教材を使用し、弁護士が、成年の法的意義、成年と契約、ネット通販など若年者に多い消費者トラブルと対処法、消費者ホットライン188（電話相談）の実演などをわかりやすく講義する。

#### [独自教材の特徴]

若年者に身近なインターネット通販やスマートフォンのコンテンツを題材として、意図せぬ定期購入や架空請求のトラブルに遭遇したときの具体的な対処法をはじめ、消費者の購買意欲を掻き立てる広告の分析など、生徒が実践的にトレーニングできる内容である。

- ・実施期間 令和3年7月14日～令和4年3月
  - ・対象者 県内の公立・私立高等学校、高等専門学校42校の2年生、3年生（3年生は希望する高校のみ）
  - ・講師 鳥取県弁護士会の所属弁護士（県内各地の弁護士が分担して講師を担当）
  - ・授業時間 45～90分（希望に応じて実施）
- ※授業は、コロナ対策を講じた上で教室、体育館等での対面方式及び教室でのライブ配信により実施する。

#### [授業実施状況（7月分）]

実施日	高校名（受講生徒数）
7月14日	岩美高校（56人）、倉吉東高校（199人）
7月15日	倉吉農業高校（69人）
7月16日	米子西高校（79人）、湯梨浜学園高校（51人）
7月21日	米子北斗高校（38人）

#### [受講生徒の感想]

- ・成人になった途端、悪質事業者に狙われやすくなると聞いて、消費者ホットライン188の電話番号を知っておいてよかったと思った。
- ・消費者ホットライン188に実際に電話をされていてわかりやすかったし、もしこれからトラブルになったときは頼りたいと思った。
- ・出前授業を聞いて、一度契約してしまったら簡単にはやめられないということがわかった。
- ・広告は企業がターゲットとする人を買わせたいので上手に作られていて、ついつい契約しがちだと思った。

### 2 成年年齢の引下げによる消費生活への影響

成年になると親の同意を得ずに高額商品の購入、クレジットカード作成、アパートの賃借、ローンなどの契約ができるようになるため、社会経験の乏しい若年者が悪質なマルチ商法や高収入をうたう副業・投資等の情報商材ビジネスなどのターゲットになりやすく、消費者被害の拡大が懸念されている。

※成年年齢引下げ後は、親の同意なく未成年が締結した契約を取り消すことができる「未成年者取消権」が18、19歳に適用されなくなる。全国的にも20歳を過ぎると消費者トラブル相談が急増しており、これが18歳にシフトする可能性がある。

### 3 本県における若年者に対する消費者教育の取組

- ・全高等学校での弁護士出前授業の実施（令和3年7月～令和4年3月）
- ・成年年齢の引下げによる注意点についてSNSやケーブルテレビ等での広報（令和3年11月～令和4年3月）
- ・国の消費者教育教材「社会への扉」を活用した全高等学校での消費者教育授業の実施促進（平成30年度～令和3年度）（令和2年度の授業実施率：93%）
- ・県内高等教育機関（鳥取大学、公立鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校）における消費者教育連続講座「とっとり消費者大学くらしの経済・法律講座」の開講（平成17年度～ 延べ受講生数：約5,400人）
- ・金融広報委員会の高校生向け金融教育「巣立ち教室」の実施（平成26年度～ 受講生徒数：約1,600人）

# 「（仮称）鳥取県斜面の安全の確保に関する条例」について

令和3年8月20日

住まいまちづくり課・技術企画課

令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、土砂災害の防止を目的に盛土、切土及び斜面（以下「盛土等」）を規制する新たな条例の制定に向け、アドバイザー会議を設置して検討を開始したので、その概要を報告する。

## 1 条例案の概要

### （1）規制の対象とする行為

- ①一定規模以上の盛土等により斜面を生じさせる行為
- ②一定規模以上の工作物を一定勾配以上の斜面に設置する行為
- ③一定規模以上の建設発生土の搬出

### （2）盛土等及び斜面地の工作物設置の許可

- ・盛土等の施工及び工作物を設置する場合
- ・一定規模以上の盛土等の施工及び工作物の設置許可に係る技術基準を設定する。
- ・盛土等の施工又は工作物の設置に係る事業計画の近隣関係者への事前説明を義務付ける。
- ・事業完了後、完了検査を受け、点検結果を定期的に知事に報告する。

### （3）建設発生土搬出の許可

- ・一定規模以上の建設発生土を場外に搬出する場合に知事の許可を必要とする。

### （4）罰則

- ・罰則及び保証金の預入を検討する。

## 2 「盛土等安全確保アドバイザー」会議

条例の制定に当たり、盛土等の技術基準等を検討するため、専門家によるアドバイザー会議を設置し、8月11日に第1回会議を開催した。

### （1）検討項目

- ①盛土及び切土の安全性
- ②工作物を設置する斜面の安全性
- ③建設発生土の処分に係る安全性
- ④許可制・罰則等の手続

### （2）アドバイザー

条例の技術基準等に関連する分野を専門に研究されている方を対象として、各分野から1名ずつ選出し、4名の構成とする。

氏名	分野	所属
マツミ ヨシハル 裕見 吉晴	防災	鳥取大学 前学長顧問（研究推進担当）
ナカムラ コウイチ 中村 公一	砂防	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（准教授） 鳥取県防災顧問（土砂災害対策）
サカイ テツヤ 酒井 哲弥	地質	島根大学 総合理工学部地球科学科（教授）
オノ ユウスケ 小野 祐輔	土質	鳥取大学 工学部社会システム土木系学科（教授）

### （3）第1回会議の概要

○日時：8月11日（水）16時～17時

○場所：とりぎん文化会館 第2会議室

※裕見アドバイザー（座長）は対面参加、その他のアドバイザーはweb参加。

#### ○主な意見

- ・盛土の安全基準は、盛土の地盤や土質を考慮した検討が必要。
- ・あまり細かい区分をせず、大まかな区分分けをしながら技術的な基準を検討してはどうか。
- ・許可手続きについて、県による設計審査、施工及び維持管理状況の点検などの「仕組みづくり」が必要。
- ・建設発生土について、県外から県内への持ち込みや、県内から県外への持ち出しについても検討が必要。

## 3 今後の予定

令和3年9月中

アドバイザー会議の中間取りまとめ

10月以降

議会に条例骨子案の報告、パブリックコメント、条例案の提出

令和4年6月（出水期）

条例の施行

# 鳥取県福祉のまちづくり条例の見直しについて

令和3年8月20日  
住まいまちづくり課  
福祉保健課

鳥取県福祉のまちづくり条例は、条例の改正施行から5年を経過した後に建築物のバリアフリー化状況等を踏まえて見直しを検討することとしている。この度、平成28年の条例改正から5年を経過したことから、施設利用者・施設管理者及び建築関係団体等で構成する整備基準専門委員会を設置し、条例見直しの検討を進めているので、その概要を報告する。

## 1 条例の概要

鳥取県福祉のまちづくり条例は、建築物のバリアフリー整備について努力義務を課す県独自の条例として平成8年に制定したものを、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行に伴い、同法に基づく条例として平成20年に全面改正し、法で定める新築、増改築時にバリアフリー整備を義務付ける対象建築物の拡大、対象面積の引下げ、バリアフリー基準の付加を行いつつ、建築物のバリアフリー化を推進している。

## 2 条例見直しの方向

### (1) バリアフリー化義務付け対象とする建築物の規模の見直し

- ・障がい者等の利用頻度の高い用途、適合率の低い用途について、バリアフリー整備を義務付ける床面積の引下げを検討する。

### (2) バリアフリー整備基準の見直し

- ・高齢者、障がい者等の団体からいただいた意見を参考に、バリアフリー整備基準への反映を検討する。施設管理者の負担増については補助制度の拡充、Iot・DXの技術を活用した方策などについて検討する。
- 《これまでいただいた主な意見》
- ・多目的トイレに利用者が集中する。
  - ・大型ベッドが設置されているトイレが少ない。
  - ・聴覚障がい者には、文字として緊急事態等の情報を伝える仕組みが必要である。

### (3) 弱視（ロービジョン）者に配慮した基準の検討

- ・全盲の視覚障がい者に対するバリアフリー基準に加え、これまで明確な基準がなかった弱視者に配慮した配色計画などについても新たに基準を設けることを検討する。

### (4) 既存建築物の利活用の際の適用基準の見直し

- ・小規模建築物のバリアフリー基準の緩和など既存建築物の活用とバリアフリー化の推進とのバランスに配慮した基準の見直しを検討する。

## 3 鳥取県福祉のまちづくり推進協議会 整備基準専門委員会の設置

条例見直しの検討にあたっては、鳥取県福祉のまちづくり推進協議会に「整備基準専門委員会」を設置して、条例の問題点等を整理・検討し、見直しの方向性について意見をいただくこととしており、7月5日に第1回委員会を開催した。（委員構成は次ページ）

### 【第1回委員会における主な意見】

- ・バリアフリー整備を義務付ける建築物の床面積を更に引き下げるべきである。
- ・ロービジョン者への配慮はとて良い取組である。
- ・ハード面の整備だけでは限界があるので、ソフト面の充実も必要である

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年8月30日	第2回委員会の開催（改正方針、整備マニュアル改正案の検討）
10月	第3回委員会の開催（条例改正案の検討）
11月	パブリックコメント
令和4年2月	改正条例案の附議
10月	改正条例施行

【参考】福祉のまちづくり推進協議会 整備基準専門委員会

※専門委員会委員は、協議会委員及び外部委員の18名（オブザーバー含む）で構成する。

分野	氏名	所属団体名
施設利用者 (7名)	岡 享 弘	鳥取県老人クラブ連合会理事
	足 羽 賢 治	倉吉市身体障害者福祉協会事務局長
	高 塚 千 春	鳥取県聴覚障害者協会理事
	藪 田 和 利	鳥取県視覚障害者福祉協会理事兼東部支部長
	山 崎 満 江	鳥取県介護福祉士会参与
	朝 野 みどり	NPO法人就労支援センター和貴の郷生活支援員
	西 尾 恵 子	山陰網膜色素変性症協会
施設管理者 (7名)	松 浦 秀 一 郎	鳥取県ハイヤー・タクシー協会
	米 原 哲 男	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合事務局長
	信 夫 正 人	鳥取県飲食生活衛生同業組合副理事
	米 本 恵 美	東宝企業株式会社（業務部主任）
	畑 山 洋 子	鳥取県美容業生活衛生同業組合
	西 尾 浩 一 郎	鳥取県中小企業団体中央会事務局企画振興部次長
前 田 真 教	日本賃貸住宅管理協会中国ブロック鳥取県支部長	
建築団体	塚 田 隆	鳥取県建築士事務所協会副会長
特定行政庁	尾 坂 和 昭	鳥取市都市整備部次長兼建築指導課長
学識経験者	(会 長) 天 野 圭 子	米子工業高等専門学校建築学科准教授
オブザーバー	光 岡 芳 晶	特定非営利活動法人すてっぷ理事長

## 上・下水道広域化・共同化検討会の開催概要について

令和3年8月20日  
水環境保全課

上・下水道の広域化・共同化に係る令和3年度第2回検討会を県内3流域別に開催したので、概要を報告する。

- 1 開催日 下水道：令和3年7月29日(東部)、30日(中部、西部)  
水道：令和3年8月17日(東部)、18日(中部、西部)
- 2 参加者 市町村：上・下水道担当課長ほか  
受託者：EY新日本有限責任監査法人(水道)、日水コン・トーマツ共同企業体(下水道)

### 3 概要

#### (1) 水道

##### ①広域化パターン及び広域化効果の設定方針の確認

今後、シミュレーションを行うに当たって、「施設統廃合」を行う場合でも水道事業体を現状どおり別々とするほか、企業団を設置する「経営の一体化」や水道事業認可まで統一する「経営統合」といった手法で複数パターンを設定することを改めて共有した。

##### ②施設統廃合案及び効果試算結果の提示

令和2年度までに実施した各市町との意見交換を通じて把握した課題や現状に対して、考えられる施設統廃合案及び第一次効果試算結果を県から提案・報告の上、意見交換を行った。

<中部(例)>

- ・湯梨浜町の水源水質の安定性や倉吉市の配水池の更新等の課題に対応するため、倉吉市、湯梨浜町、北栄町において隣接地域の既存施設を最大限活用した給水体制の再編について提案した。

<西部(例)>

- ・南部町の水源における水質の安定性や水量不足等の課題に対応するため、米子市から南部町への給水体制の構築について提案した。

<東部(例)>

- ・山地による分断や施設標高等の地形的な条件及び既存施設の配水能力等を考慮し、市町内での施設の効率化を継続して進めることが効果的であるとの考えを提案した。

##### ③事務の広域的処理に向けたマッチング検討

前回検討会で提案した「システムの共同化」「スマートメーターの共同導入」「業務補完の仕組みの導入」といったソフトメニューに対する事前アンケート結果を基に、取組希望やメニューに対する意見などを聞き取り、マッチングに向けた調整を行った。

<市町の意見>

- ・水道事業の積算システムについて、他の自治体で使用しているシステムの状況を聞き、「自分の自治体でも検討してみたい」との意見があった。
- ・技術継承のための職員研修の共同開催について提案があり、他市町も「開催されるなら参加してみたい」との賛同する意見もあったことから、検討を進めることとなった。

#### (2) 下水道

##### ①費用効果の再算定結果(ハードメニュー)の提示

処理施設統廃合の検討に係る第一次効果試算結果(前回提示)の精度向上を図るため、管渠余裕率や地形を考慮した接続ルートの変更等による第二次効果試算結果を提示した。

また、財政シミュレーションへの反映に向け、第二次効果試算結果(削減効果額)を関係自治体毎に按分する方法として受入側と廃止側双方の流入汚水量比率を用いることについて提案し、同意を得た。

<受入側削減効果額> 統合しない場合の費用－(統合後費用×自治体汚水量比率)

<廃止側削減効果額> 統合しない場合の費用－(統合後費用×自治体汚水量比率+接続費用)

##### ②費用効果の再算定結果(ソフトメニュー)の提示

事務共同化メニューに係る検討希望アンケートに基づいた市町村のマッチング結果を報告の上、マッチングを実施した場合の費用削減額の試算結果を提示した。

<メニュー例> 維持管理の共同委託、台帳システム整備等の共同化、災害時訓練の合同実施 等

<市町村の意見>

- ・ブロック内で希望がなかったソフトメニューについても、「他ブロックの検討状況を参考にしながら検討したい」という意見もあった。

### 4 今後のスケジュール(予定)

令和3年度：パターン別の財政シミュレーション実施、計画(案)の策定

4年度：広域化計画の策定、詳細検討体制の構築

5年度以降：メニュー毎の具体的検討の着手、県による検討支援

## 令和2年度天神川流域下水道事業の経営状況について

令和3年8月20日  
水環境保全課

### 1 経営状況

天神川流域下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用する事業（財務規定等適用）となり、今回が公営企業会計へ移行して初めての決算となる。

営業収益は、管理事業費負担金（維持管理分）等の収入により4億53百万円となり、営業費用は、天神浄化センターの指定管理料、減価償却費、資産減耗費等の支出により1億50百万円となったことから、営業損失は6億97百万円となった。

営業外収益は、管理事業費負担金（資本回収分）、長期前受金戻入、他会計補助金、資本費繰入収益等の収入により8億30百万円となり、営業外費用は、支払利息等の支出により30百万円となったことから、営業外利益は8億円となった。

以上により、経常利益は1億3百万円となり、特別利益として令和元年度分消費税還付金の収入100万円を加えて、当年度純利益は1億4百万円となった。

#### ○損益計算書（令和2年度）

（単位：千円）

費用		収益	
営業費用	1,150,047	営業収益	453,260
管渠費	2,792	管理事業費負担金（維持管理分）	448,953
処理場費	405,362	建設事業費負担金（除却分）	4,307
総係費	17,554		
減価償却費	659,322		
資産減耗費	64,961		
その他	56		
		営業損失	696,787
営業外費用	30,492	営業外収益	830,453
支払利息等	21,939	受取利息	3
雑支出	8,553	管理事業費負担金（資本回収分）	181,562
		他会計補助金	18,886
		長期前受金戻入	574,890
		資本費繰入収益	46,906
		雑収益	8,206
		営業外利益	799,961
		経常利益	103,174
特別損失	0	特別利益	1,183
		当年度純利益	104,357
		当年度未処分利益剰余金	104,357

#### ○貸借対照表（令和2年度末）

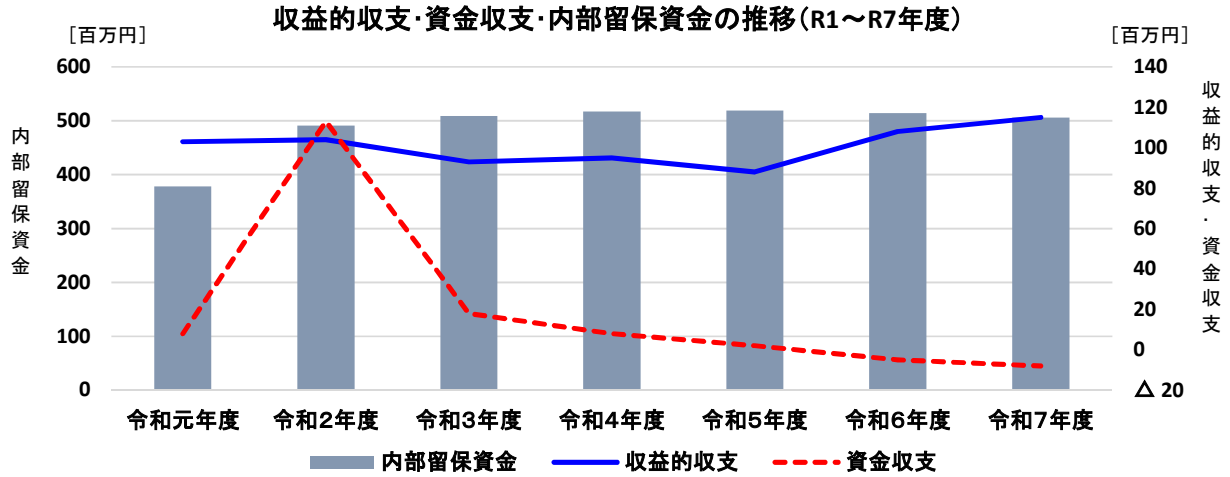
（単位：千円）

資産		負債	
固定資産	13,898,048	固定負債	2,754,337
有形固定資産	13,888,708	企業債	1,457,452
無形固定資産	7,840	他会計借入金	1,296,835
投資その他の資産	1,500	その他	50
流動資産	1,005,558	流動負債	763,736
現金・預金	859,760	企業債	93,283
未収金	145,798	他会計借入金	144,000
		未払金	525,509
		引当金	944
		繰延収益	10,421,814
		負債合計	13,939,887
		資本	
		資本金	61,932
		剰余金	901,787
		資本合計	963,719
資産合計	14,903,606	負債・資本合計	14,903,606



## 2 収支見通し

令和2年度に策定した経営戦略に基づく効率的な経営を推進することにより、令和3年度も黒字となる見通しである。3年ごとの市町負担金単価の見直し検討に際しては、経営戦略での想定である今後10年間の単価据置が実現できるよう、指定管理者による効率的な処理場の運営やストックマネジメント計画に基づく施設改築費の平準化等を行い、引き続き安定した経営基盤の確保に努める。



(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収益	622	1,284	1,269	1,282	1,292	1,292	1,298
営業収益	619	453	622	625	622	620	617
長期前受金戻入	—	575	578	583	599	592	604
その他	3	256	69	74	71	80	77
費用	519	1,180	1,176	1,187	1,204	1,184	1,183
維持管理費	481	410	428	426	426	426	426
減価償却費	—	659	695	702	693	672	679
その他	38	111	53	59	85	86	78
<b>収益的収支</b>	<b>103</b>	<b>104</b>	<b>93</b>	<b>95</b>	<b>88</b>	<b>108</b>	<b>115</b>
資本的収入	361	1,271	437	531	601	635	551
企業債	76	257	101	117	93	97	83
国庫補助金	208	730	215	289	407	431	374
その他	77	284	121	125	101	107	94
資本的支出	511	1,413	669	744	811	858	776
建設改良費	355	1,250	432	505	572	603	522
企業償還金	82	91	93	95	95	111	110
他会計借入金償還金	74	72	144	144	144	144	144
<b>資本的収支</b>	<b>△ 150</b>	<b>△ 142</b>	<b>△ 232</b>	<b>△ 213</b>	<b>△ 210</b>	<b>△ 223</b>	<b>△ 225</b>
<b>資金収支 ※3)</b>	<b>8</b>	<b>113</b>	<b>18</b>	<b>8</b>	<b>2</b>	<b>△ 5</b>	<b>△ 8</b>
<b>内部留保資金 ※4)</b>	<b>378</b>	<b>491</b>	<b>509</b>	<b>517</b>	<b>519</b>	<b>514</b>	<b>506</b>

※1) 「収益的収支」は税抜き、「資本的収支」は税込み

※2) 令和元年度、令和2年度：決算額、令和3年度以降は推計

※3) 資金収支は、当該年度の受入資金（現金）から支払資金（現金）を差し引いたもの

※4) 現年度内部留保資金＝過年度内部留保資金＋現年度資金収支

# 鳥取県立大山自然歴史館の指定管理者募集要項（案）及びスケジュールの概要等について

令和3年8月20日  
西部総合事務所環境建築局

令和3年度末で指定管理期間が満了する鳥取県立大山自然歴史館に係る次期指定管理候補者の選定にあたっては、鳥取県立大山自然歴史館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）を定めて募集することとしており、この度、募集要項（案）及び今後のスケジュール等について概要を報告する。

## 1 募集要項（案）の概要

募集要項（案）は、7月6日（火）に開催した令和3年度第1回鳥取県西部総合事務所環境建築局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）に諮り承認されたものである。

### （1）指定管理者が行う業務

#### ア 業務の内容

（ア）施設設備の維持管理に関する業務

（イ）利用促進に関する業務

（ウ）その他管理運営に必要な業務

#### イ 管理の基準（基本的事項）

（ア）開館時間、休館日は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

（イ）施設の利用の制限は、鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

（ウ）入館料は、無料とする。

#### ウ 人員体制

（ア）管理責任者として館長相当職を1名配置すること。

（イ）自然、歴史及び文化に関するイベント（自然観察会、ワークショップ、企画展等）の企画、監修及び運営を行った経験をもつ者（学芸解説員）を2名以上配置すること。

### （2）指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### （3）指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額164,555千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、指定管理料を支払う。

### （4）その他の収入の取扱い等

ア 指定管理者は、鳥取県立大山自然歴史館の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら料金を徴収する事業（自主事業）を実施できる。

イ 利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。

ウ 指定管理料の額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は差額を補填しない。

### （5）応募資格

県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

## 2 スケジュール（案）

- 審査委員会（募集要項の審議等） 令和3年7月6日（開催済）
- 募集期間 令和3年9月1日～10月15日
- 審査委員会（候補者の選定） 令和3年10月中旬（面接審査を実施）
- 審査結果の通知・公表 令和3年10月下旬
- 指定管理者の指定 令和3年12月（11月定例会での議決を経て行う。）

## 3 指定管理候補者の選定方法等

### （1）選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会において、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

### （2）審査委員

学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、西部総合事務所環境建築局長〔計5名〕

### （3）選定基準

選定基準		審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理運営の基本的な考え方 （施設の設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （サービス向上策と利用促進策、自然・歴史・文化の魅力体験できる場及び教育の場の提供） ○地域の施設・団体等と連携した取組 ○施設管理 （施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組） ○開館時間等（開館時間・休館日の設定） ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 ○個人情報保護等への対応 ○利用者等の要望の把握及び対応方針
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○収入の見積り、考え方 ○支出計画の見通し ○委託料上限額に対する応募者の提示金額の評価
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 （障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS I種規格等の認証等、あいサポート企業等の認定等） ○当該施設の管理運営状況の実績評価（※） ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年8月20日  
生活環境部

【新規分】							
主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠管更生 工事(その13)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬 外	株式会社高野組 代表取締役 高力 久美	101,200,000円 (予定価格) 108,203,700円	令和3年8月4日 ～令和4年3月15日	令和3年8月4日	制限付 一般競争入札 (3社)
くらしの安心局 水環境保全課 (中部総合事務所 県土整備局)	天神川流域下水道事業幹線管渠管更生 工事(その14)	東伯郡 湯梨浜町 田後	株式会社井木組 代表取締役 井木 敏晴	108,680,000円 (予定価格) 114,409,900円	令和3年8月2日 ～令和4年3月15日	令和3年8月2日	制限付 一般競争入札 (3社)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和3年8月20日  
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまらづくり課 (営繕課)	県営住宅緑町第二団地第三期住戸 改善工事(55-6棟)(建築)	鳥取市 立川町	やまこう建設株式会社 代表取締役社長 岡田 幸一郎	(当初契約額) 189,750,000円	令和2年9月25日 ～令和3年8月31日	(当初契約年月日) 令和2年9月24日	・現地調査結果に基づき外 壁補修等を増加したことによる 工事費の増
				(第1回変更契約額) 199,465,200円 〔(変更額) 9,715,200円〕	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和3年6月4日	
				(第2回変更契約額) 203,513,200円 〔(変更額) 4,048,000円〕	(変更なし)	(第2回変更契約年月日) 令和3年7月28日	・階段室内部の劣化による 塗装及び倉庫外壁劣化に よる補修範囲の追加等によ る工事費の増